

＜貸付金(債権回収)＞

(単位:千円)

事業名	見直し方針(平成18年11月)	見直し方針に基づく取り組み(平成22年3月)	見直しの進捗状況と今後の進め方(令和8年3月末現在)		貸付残額			
					平成21年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
(一財)大阪府地域支援人権金融公社貸付金	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済中であり、今後も着実に返済を求める。	・平成23年度までは計画に基づいて返済中。 ・その上で、平成24年度以降の返済計画を平成23年度中に策定する。	・平成22年度に(一財)大阪府地域支援人権金融公社と平成24年度以降の貸付金の返済について、完済までの具体的な返済計画を明記した準消費貸借契約書を締結した。 ・この準消費貸借契約書に基づき、今後も引き続き貸付金の完済に向けて、計画的に返済を受ける。	2038年度まで計画的に回収予定。	1,463,691	579,483	540,851	502,219
同和更生生業資金貸付金	回収について引き続き取り組むとともに、回収不能分については計画的に債権処理の措置を講じる方向で検討中。平成18年度中に今後の方針を立てる。	・全債権者の現住地調査を実施した。 ・現住所の確認できた債権者に対して債権回収を進めており、債務者の現住所調査(不明者の再調査は平成21年度中に終了)に基づき、引き続き債権処理(回収・不納欠損処分)を行っていく。	・平成26年度に大阪府から提示された債権処理スキームに基づき、大阪府と大阪市との間で覚書を締結し、消滅時効が経過した債権について債権放棄し、消滅時効が経過していない債権について債権処理に努めている。 ・平成27年度～令和5年度に一部回収・整理することができた。 ・令和7年度に消滅時効の援用があり、不納欠損処理を行った。 ・引き続き債権整理を行っていく。	平成27年4月1日に貸付金基金条例を廃止。	52,177	225	225	15

＜奨学金＞

(単位:千円)

事業名	見直し方針(平成18年11月)	見直し方針に基づく取り組み(平成22年3月)	見直しの進捗状況と今後の進め方(令和8年3月末現在)		貸付残額			
					平成21年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
大学奨学金	回収について引き続き取り組む。 平成18年度中に債権・債務状況を精査し、その結果を踏まえて厳正に債権処理を行うなど抜本的な方策をたてる。	・全債務者について、所在確認のための居所調査等を実施してきた。 ・返還決定者については、引き続き返還を求め、回収に努めるとともに、返還困難な者から免除申請があったときは、順次審査を行い、国基準に該当する者については、規定に従い免除手続きを進めていく。 ・卒業時に実質的に返還免除にしてきた貸与者については、京都市の高裁判決の趣旨等や、制度の経過やリーガルチェック等を踏まえた課題整理を行うなど、処理方策を確定させるべく取り組んできた。	・平成22年5月に制定した新条例により、 ①【返還免除対象者】申請により返還を免除する。 ②【返還対象者】申請により返還期間を延長する。 との処理方策を定め、同年11月の条例施行以降、取り組みを進めてきた。 ・令和7年度末時点で、全債務者の約99%から新条例に基づく手続の申請を得ており、所得審査を行ったうえで順次、返還期限の変更及び、返還免除または返還決定を行っている。 ・新条例に基づく手続の申請のない者や、滞納となっている者に対しては、引き続き手紙や訪問等により督促をしていく。	新条例により対象者への申請手続きを促し、免除または返還の決定等を行っていく。	1,743,337 (平成22年11月1日現在)	290,214	238,571	193,083
高等学校等奨学金	高校奨学金については、返還決定者には引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に償還免除としてきた貸与者には平成18年度中に、一括処理の措置を講じる。	・これまでの検討や、監理委員会・市会における議論も踏まえ、処理方策の方向性を確定した。今後、早ければ5月市会に条例案を提出し、具体的な債権管理・債権回収に取り組んでいく。			2,375,570 (平成22年11月1日現在)	284,653	241,126	192,657

＜共同浴場等に係る市有財産の有償化について＞

事業名	見直し方針(平成18年11月)	見直し方針に基づく取り組み(平成22年3月)	見直しの進捗状況と今後の進め方(令和8年3月末現在)	
共同浴場の有償化	平成18年度を目途に法人化および有償化の手続きを行う。	・有償化予定 12件 ・利用廃止予定 (活用方策の検討) 2件	・有償化 5件 ・利用廃止 9件 (利用廃止の共同浴場等は、本市の「未利用地活用方針」に基づき処分を予定。)	有償化完了